茨城県報　第６２２８号

昭和49年６月10日
月　曜　日

（明治35年３月17日 第三種郵便物認可）

目　次

告　示

ページ

◉医療機関及び保険薬局の指定（保険課）……1
◉公有水面埋立免許の出願に関する書面及び関係図書の縦覧（水産施設課）……2
◉県道路線の認定（道路維持課）……3
◉土地改良区役員の就退任した旨の届け出（境土地改良事務所）……3

（公安委員会）

◉緊急自動車の指定……4

公　告

◉小売販売業者甲の臨時登録（流通対策課）……4
◉米飯提供業者の登録（　〃　）……4
◉土地立ち入り測量（４件）（用地課）……4
◉土地区画整理事業施行の認可（都市計画課）……6
◉八反田土地区画整理組合の設立（　〃　）……6
◉道路位置の指定（建築指導課）……6
◉建築許可に関する聴聞（３件）（　〃　）……7
◉住宅地造成事業の工事完了（２件）（　〃　）……8
◉開発行為の工事完了（３件）（　〃　）……9

告　示

茨城県告示第519号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第２条に基づき保険医療機関及び保険薬局の指定に関し次の事項を告示する。

昭和49年６月10日

茨城県知事　岩　上　二　郎

指定記号番号及び指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は代表者	指定申請の事由
医科					
152,024,6 49．4．26	常磐炭礦株式会社茨城礦業所中郷診療所	内，外，小	北茨城市中郷町石岡865	渡辺三郎	開設者変更（茨城サービス(株)→常磐炭礦(株)）
152,025,3 〃	〃 〃 神の山診療所	〃	〃　関本町八反677	〃	〃 （〃）

成功させよう　49年茨城国体

012,113,7 49. 5.15	まつおか皮フ科医院	皮	水戸市千波町395の２	松 岡 幸 七	再 指 定
032,076,2 49. 5.12	常 陽 病 院	外，胃，脳神外，肛，内，小，婦，放	土浦市城北町14—４	辻 勝 博	〃
312,039,1 49. 5. 7	木 村 医 院	外，内，小，皮	東茨城郡美野里町竹原	木 村 成 隆	〃

歯　科

403,016,5 49,5,15	広 野 歯科医院	歯	筑波郡大穂町蓮沼160—１	広 野 利 文	新 規
053,012,7 49. 5.11	青 木 〃	〃	石岡市石岡中町644の４	青 木 光 也	再 指 定
133,015,4 49. 5. 3	林 〃	〃	勝田市泉町９—18	林 鋭 吉	〃

薬　局

034,017,8 49. 5.15	吉 田 薬 局	調 剤	土浦市荒川沖175	吉 田 久 乃	新 規
034,018,6 〃	スギヤマ 〃	〃	〃 〃 343の２	杉 山 保	〃
034,019,4 〃	ミ ワ 〃	〃	〃 神立町4300—31	三 輪 司	〃
034,020,2 〃	有限会社きむら 〃	〃	〃 大和町２—６	木 村 郁 男	〃
034,021,0 〃	島 田 〃	〃	〃 小松町１区22班38—１	島 田 憲 子	〃
034,022,8 〃	寺島薬局株式会社	〃	〃 常名町3552	寺 島 つ る	〃
384,009,1 〃	あけぼの 薬 局	〃	稲敷郡阿見町曙361—１	穴 沢 栄 子	〃
384,010,9 〃	サトウ 〃	〃	〃 〃 中郷西4000—21	佐 藤 栄 寿	〃
384,011,7 〃	ダルマ 〃	〃	〃 〃 阿見新田3853の１	鈴 木 英 世	〃

茨城県告示第520号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第２条の規定により公有水面埋立の免許の出願があつたので同法第３条の規定により，次のとおりその書面及び関係図書を公衆の縦覧に供する。

昭和49年６月10日

茨城県知事　岩　上　二　郎

1　名称及び住所並びに代表者氏名
茨城県水戸市三の丸１丁目５番38号
　茨城県知事　岩　上　二　郎
2　埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域
平潟漁港区域内
　茨城県北茨城市平潟町地先海面
3　埋立地の用途
マイナス４メートルけい船岸及び野積場
4　縦覧の場所
水戸市三の丸１丁目５番38号茨城県農林水産部水産施設課及び北茨城市役所産業振興課
5　縦覧の期間
昭和49年６月12日から３週間

茨城県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第７条の規定に基づき県道の路線を次のように認定する。
その関係図面は，昭和49年６月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和49年６月10日

茨城県知事　岩　上　二　郎

整理番号	路線名	起点 終点	重要な経過地	備考
500	茨城大洗自転車道線	東茨城郡茨城町大字長岡 東茨城郡大洗町大字祝町		

茨城県告示第522号

猿島郡総和町大字前林320番地の２に事務所をおく，大山沼土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので，土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

昭和49年６月10日

茨城県境土地改良事務所長　坂　本　富　三

1　退　任

住所	職名	氏名	摘要
猿島郡総和町大字上砂井208の２	理事	高塚文作	

２ 就　任

住　所	職名	氏　名	摘要
猿島郡総和町大字上砂井905	理事	高塚　亨	

（公　安　委　員　会）

茨城県公安委員会告示第24号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第１項の規定により，次のとおり緊急自動車の指定をしたので公示する。

昭和49年６月10日

茨城県公安委員会委員長　大　平　二　郎

緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用　途	所有者又は管理者
794	茨88せ　1791	ニツサン　49年	警察責務遂行用	茨城県警察本部

公　　告

◉小売販売業者甲の臨時登録

食糧管理法施行規則（昭和22年農林省令第103号）第22条の２第２項の規定により次の者を小売販売業者甲として登録した。

昭和49年６月10日

茨城県知事　岩　上　二　郎

「次の者」は省略し，茨城県農林水産部流通対策課及び県北農林事務所において縦覧に供する。

◉米飯提供業者の登録

食糧管理法施行規則（昭和22年農林省令第103号）第35条の４第１項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和49年６月10日

茨城県知事　岩　上　二　郎

「次の者」は省略し，茨城県農林水産部流通対策課及び県北農林事務所において縦覧に供する。

◉土地立ち入り測量

土地収用法第11条第１項ただし書の規定により通知があつたので，同条第４項の規定により次のとおり公告する。

昭和49年６月10日

茨城県知事　岩　上　二　郎

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道鴻野山水海道線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

水海道市豊岡町字貝塚，字寺前，字白山西，字虎松山及び字満倉地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和49年６月６日から昭和49年９月10日まで

---

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道日立いわき線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

日立市砂沢町字荒屋，字下空久保，字住ノ平，字屋敷添及び字海老ヶ沢地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和49年６月10日から昭和50年３月31日まで

---

1 起業者の名称 茨 城 県

2 事業の種類 県道八郷筑波線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

新治郡八郷町大字小幡字十三塚，字盆尾山，字佐渡山及び字柿部地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和49年６月15日から昭和49年12月31日まで

---

1 起業者の名称 茨城県知事

2 事業の種類 普通河川赤土川基礎調査

3 立ち入ろうとする土地の区域

久慈郡金砂郷村大字下宮河内字寺下及び字学道内地内

〃 〃 大字赤土字寺角，字宿下，字後宿，字宿向，字大花，字舟平，字アラヤ，字岩下，字福平，字土手前，字松ヶ下，字南ノ下，字山口，字カツラ坊，字御堂ヶ入，字定使用，字畑中，字向谷津，字北ノ内，字河原田，字田嶋及び字堰場地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和49年６月15日から昭和50年３月31日まで

◉土地区画整理事業施行の認可

土地区画整理事業の施行を認可したので，土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第９条第３項の規定により，次のとおり公告する。

昭和49年６月10日

茨城県知事　岩　上　二　郎

1　施行者の名称　日本住宅公団
2　事業施行期間　昭和49年６月10日から昭和52年３月31日まで
3　施　行　地　区　茨城県新治郡桜村，筑波郡谷田部町及び筑波郡大穂町の各一部
4　土地区画整理事業の名称
　研究学園都市第三土地区画整理事業
5　事務所の所在地　茨城県土浦市永国町991番地の２
6　施行認可年月日　昭和49年６月10日
7　施行者の住所　東京都千代田区九段北１丁目14番６号
8　事　業　年　度　昭和49年度から昭和51年度まで
9　公告の方法　茨城県公報，桜村村報，谷田部町町報及び大穂町町報による公告

◉八反田土地区画整理組合の設立

八反田土地区画整理組合の設立については土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第１項の規定に基づき昭和49年６月10日に認可したので，同法第21条第３項の規定により次のとおり公告する。

昭和49年６月10日

茨城県知事　岩　上　二　郎

1　組合の名称　八反田土地区画整理組合
2　事業施行期間　昭和49年６月10日から昭和51年３月31日まで
3　施　行　地　区　多賀郡十王町大字友部字八反田及び字仲の内の各一部
4　事務所の所在地　多賀郡十王町大字友部129番地の２　十王町役場内
5　設立認可の年月日　昭和49年６月10日
6　事　業　年　度　昭和49年度より昭和50年度まで
7　公告の方法　事務所の掲示板

◉道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和49年６月10日

茨城県知事　岩　上　二　郎

指定番号	指定年月日	申請者 氏名	申請者 住所	道路の位置	道路幅員及び延長 幅員（m）	道路幅員及び延長 延長（m）
潮来土木指令 第127号	49. 5. 31	箕輪　兵庫	鹿島郡大野村大字津賀789	鹿島郡鹿島町大字鉢形字砂山1385－8	4.00	17.80
〃 第128号	〃	小野沢加六	〃　鹿島町下塙1140	〃　〃　下塙字新畑1188－2，1189－2	4.00	26.50
〃 第129号	〃	久保　君子	〃　神栖町神栖4994－50	〃　神栖町大字神栖4994－14	4.00	19.50
〃 第130号	〃	小神野てる	〃　鹿島町大字根三田408	〃　鹿島町大字宮中字荒原107－6	4.00	32.50
〃 第131号	〃	山本　千秋	〃　〃　平井1345－15	〃　〃　平井字高尾崎北1350－237	4.00	30.00
〃 第132号	〃	（株）ホテル大信 大川　信次	〃　〃　大字下津264－5	〃　〃　大字宮中2069－5	5.00	29.50
〃 第133号	〃	正木　正幸	〃　神栖町大字深芝2915	〃　神栖町大字神栖64－266	4.00	34.95
〃 第134号	〃	日栄不動産（株）代表 平田　周次	横浜市鶴見区鶴見町1078	〃　〃　大字深芝字権現981－1	4.00	34.95
〃 第135号	〃	小堤健一郎	〃　大野村角折406	〃　鹿島町宮中新町附2038－8	4.00	34.00
〃 第136号	〃	千代田産業（株）代表 小堤　章嗣	〃　鹿島町大字宮中2140	〃　〃　〃　2038－4	4.00	33.40
〃 第137号	〃	小神野てる	〃　〃　大字根三田408	〃　〃　大字宮中字荒原107－4	4.00	25.50

◉建築許可に関する聴聞

建築基準法第48条第９項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和49年６月10日

茨城県知事　岩　上　二　郎

1　聴聞期日　昭和49年６月10日　午前11時

2　聴聞場所　水戸市新原町２丁目１番37号

3　聴聞事項　第２種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
ボーリング場の一部をパチンコ場に用途変更

4　申請者住所氏名　西茨城郡友部町小原2811
和尚塚開発事業株式会社
代表取締役　大曾根　喜久夫

5　建築物構造規模　鉄骨造平家建　843.142㎡
既存　2,509.888㎡（ボーリング場）

6　建築物の位置　水戸市新原町２丁目１番37号

7 敷 地 面 積 6,662.125㎡

1 聴 聞 期 日 昭和49年６月18日 午後３時

2 聴 聞 場 所 竜ヶ崎市田町3001

3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。

料理店を営む建築物（飲食店より用途変更）

4 申請者住所氏名 竜ヶ崎市田町3001 朝日向 はるい

5 建築物構造規模 木造２階建 延面積119.24㎡ 用途変更

既存 延面積46.38㎡（住宅）

6 建築物の位置 竜ヶ崎市田町3001

7 敷 地 面 積 120.90㎡

1 聴 聞 期 日 昭和49年６月19日 午後２時

2 聴 聞 場 所 土浦市大字右籾字宮塚2875

3 聴 聞 事 項 第２種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。

倉庫を鉄骨加工場に一部用途変更

4 申請者住所氏名 土浦市右籾町1175

海老原鉄工株式会社

代表取締役 海老原 浅 次

5 建築物構造規模 鉄骨造平家建 273.88㎡

既存 602.04㎡（作業場，事務所）

原動機1.2ＫＷ増設 3.05ＫＷ既設

6 建築物の位置 土浦市大字右籾字宮塚2875

7 敷 地 面 積 1,935.61㎡

◉住宅地造成事業の工事完了

旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）第12条第３項の規定に基づき，次の地域の工事が昭和49年４月３日に完了した。

昭和49年６月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷田部町大字花島新田字北原24番―１，24番―４及び22番，大字中野字台山205番，205番―６，205番―９及び205番―17

2 事業主の住所及び氏名

東京都品川区西五反田７丁目９番４号

大成地所株式会社

代表取締役　荒　井　博　一

旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）第12条第3項の規定に基づき，次の地域の工事が昭和49年5月20日に完了した。

昭和49年6月10日

茨城県知事　岩　上　二　郎

1　工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

水戸市平須町字北皿久保1825番並び字池の淵1824番―84及び同番―86

2　事業主の住所及び氏名

水戸市袴塚2丁目2番37号

吉　田　　豊

◉開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき，次の地域の工事が昭和49年4月19日に完了した。

昭和49年6月10日

茨城県知事　岩　上　二　郎

1　工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡藤代町谷中字丁張742番，742番―1及び742番―2

2　事業主の住所及び氏名

東京都渋谷区恵比寿西1―17

株式会社小林製作所

代表取締役　小　林　雅　子

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき，次の地域の工事が昭和49年5月28日に完了した。

昭和49年6月10日

茨城県知事　岩　上　二　郎

1　工事を完了した施行地区又は工区に含まれる地域の名称

竜ヶ崎市塗戸町字水砂574番―3，575番，576番―1，577番，578番，579番並び字北台589番―2，590番，591番及び592番

2　事業主の住所及び氏名

東京都千代田区有楽町1丁目11番地

竜ヶ崎硝子株式会社

代表取締役 杉 山 通

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定に基づき，次の地域の工事が昭和49年５月29日に完了した。

昭和49年６月10日

茨城県知事 岩 上 二 郎

１ 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字大堤1498番及び1499番の１

２ 事業主の住所及び氏名

東京都中央区築地２丁目15番13号

日興酸素株式会社

取締役社長 服 部 仁 一

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行 休日の場合は繰り下ぐ）（定価送料とも１カ月 金 ７ ０ ０ 円）

茨城県水戸市三の丸１丁目５番38号 発行人 発行所 茨 城 県

茨城県水戸市城東１丁目５番５号 印刷所 茨 城 県 印 刷 所